

令和6年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 1時32分

○招 集 年 月 日

令和6年3月8日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和6年3月8日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
 余市町議会副議長 3番 岸本好且
 余市町議会議員 1番 山本正行
 " 2番 尾森加奈恵
 " 4番 佐藤剛司
 " 5番 内海富美子
 " 6番 庄巖龍
 " 7番 中井寿夫
 " 8番 川内谷幸恵
 " 9番 土屋美奈子
 " 10番 伊藤正明
 " 11番 茅根英昭
 " 13番 ジャストミートあたる
 " 14番 大物翔
 " 15番 白川栄美子
 " 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 渡 邊 郁 尚
 総務部長（兼）税務課長 高 橋 伸 明
 総 務 課 長 越 智 英 章
 財 政 課 長 高 田 幸 樹
 民 生 部 長 篠 原 道 憲
 福 祉 課 長 大 平 直 規
 子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
 保 険 課 長 小 黒 雅 文
 環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
 総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
 政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
 農 林 水 産 課 長 奈 良 論
 商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
 建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
 建 設 課 長 成 田 文 明
 まちづくり計画課長 北 島 貴 光
 下 水 道 課 長 樋 口 正 人
 水 道 課 長 紺 谷 友 之
 会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉
 農業委員会事務局長 濱 川 龍 一
 教育委員会教育長 前 坂 伸 也
 教 育 部 長 浅 野 敏 昭
 学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
 社 会 教 育 課 長 中 島 豊
 選挙管理委員会事務局長
 （併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 令和6年余市町議会第1回臨時会付託 議案第 4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案
(余市町介護保険条例審査特別委員会審査結果報告)
- 第 4 議案第 7号 令和5年度余市町一般会計補正予算(第6号)
- 第 5 議案第 8号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第 9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第 7 一般質問

開 会 午前10時00分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和6年余市町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告1件、議案18件、他に一般質問と議長の諸般報告及び令和6年度町政執行方針と教育行政執行方針であります。

○議長(藤野博三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号1番、山本議員、議席番号2番、尾森議員、議席番号4番、佐藤議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番(庄 巖龍君) 令和6年余市町議会第1回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果について私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告1件、議案18件、一般質問は6名によります12件、令和6年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より3月27日までの20日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和6年余市町議会第1回臨時会付託に関わる日程第3、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第7号 令和5年度余市町一般会計補正予算(第6号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第8号 令和5年度余市町公共

下水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、一般質問は、6名による12件です。

日程第8、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算、日程第9、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第11、議案第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第5号 令和6年度余市町水道事業会計予算、日程第13、議案第6号 令和6年度余市町下水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員15名で構成する令和6年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第14、議案第10号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第11号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第13号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第14号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例案、日程第19、議案第15号

余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、日程第20、議案第16号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、以上4件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第17号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第18号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から27日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から27日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月14日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和6年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和5年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

議事の取扱い上、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時40分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されま

したので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、行政報告であります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、行政報告を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、行政報告を本日の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 職員の不祥事につきまして行政報告を申し上げます。

昨年末に収賄罪で本町職員が逮捕、起訴され、その事件の概要につきましては昨年12月に開催されました余市町議会第4回定例会でご報告申し上げたところです。その後、3月7日に札幌地方裁判所において開催された第2回公判において懲役1年2月、執行猶予3年、追徴金42万円の判決が言い渡されたところです。町といたしましては、同日本人に対する懲戒処分、さらには今回の不祥

事に係る管理監督する立場にあった職員に対し処分を行ったところであり、事件後このような事件が再び起きないように全職員を対象にコンプライアンスに係る研修会を開催するとともに、現在余市町コンプライアンス委員会において再発防止に向けた協議を進めているところです。

今回の不祥事により議員各位をはじめ町民の皆様にご迷惑と町政の信頼を損ねたことに対し、深くおわび申し上げますとともに、今後町民の皆様のご信頼を一日でも早く回復できるよう努めてまいります。

なお、行政執行の責任者として自らの責任を明確にすべく、今期定例会におきまして関係議案をご提案申し上げたいと考えておりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和6年第1回臨時会において付託に関わる日程第3、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町介護保険条例審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程されました令和6年余市町議会第1回臨時会において余市町介護保険条例審査特別委員会設置付託に関わる議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和6年2月7日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私茅根が、副委員長に白川委員が選任されました。実質審議につきましては、2月20日、1日間で審議を終えた次第であります。

なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会であり、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。
○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第7号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第6号）について、その概要をご説明申し上げます。

ます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、国の令和5年度予算予備費より増額措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する給付金・定額減税一体支援事業の追加、保育所、小中学校における熱中症対策のための環境整備事業、過年度分の国庫補助金等の精算に伴う返還金、私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金の増額補正計上を行ったものであります。さらに、給付金・定額減税一体支援事業の外4事業について本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金と余市町生活バス路線運行費補助金の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、地域生活支援事業の一部業務委託に係る現年、過年度分の消費税及び地方消費税相当額、入所者数の増加に伴う老人福祉施設入所措置扶助費の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、医療給付費の増加に伴う子ども医療助成の補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、河川護岸補修工事、公共下水道特別会計繰出金の減額補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う繰上償還元金の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額7億2,113万

1,000円を既定予算に追加した予算総額は119億9,583万2,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第6号）について、その概要をご説明申し上げますが、詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第7号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度余市町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,113万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,583万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。6ページをお願いします。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額5億4,917万8,000円、24節積立金5億4,917万8,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金1万7,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金5億4,916万1,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額300万5,000円、18節負担金補助及び交付金300万5,000円につきましては、余

市町生活バス路線運行費補助金の補正計上でございます。

12目諸費、補正額653万円、18節負担金補助及び交付金653万円につきましては、派遣職員に係る給与費負担金の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額2億8,955万5,000円につきましては、国の本年度予算予備費にて増額措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施いたします給付金・定額減税一体支援事業に係る経費のほか、昨年度実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業の実績確定に伴う事業費及び事務費の国庫補助金返還金の補正計上でございます。内訳といたしまして、1節報酬から12節委託料までは給付金・定額減税一体支援事業に係る事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金2億7,500万円につきましては、低所得世帯緊急支援給付金1億6,500万円と定額減税補足給付金1億1,000万円の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料47万8,000円につきましては、事業費の確定に伴います過年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金返還金40万円と事務費国庫補助金返還金7万8,000円の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額645万7,000円、12節委託料645万7,000円につきましては、国の法律改正により氏名に振り仮名が記載されることとなり、所要のシステム改修費を補正計上したものでございます。内訳といたしまして、戸籍システム改修委託料381万7,000円と住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料264万円の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額863万8,000円につきましては、地域生活支援事業の一部業務委託に係る現年及び過年度分の消費税及び地方消費税相当額の補正計上

でございます。内訳といたしまして、現年度分として12節委託料167万5,000円、過年度分として21節補償補填及び賠償金696万3,000円の補正計上でございます。

9目老人福祉費、補正額273万6,000円、19節扶助費273万6,000円につきましては、入所者数の増による老人福祉施設入所措置扶助費の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,817万円、18節負担金補助及び交付金1,660万円につきましては、入園児童数の増加等に伴います教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料157万円につきましては、過年度における国庫補助金及び道補助金の返還金の補正計上でございます。内訳でございますが、過年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金128万2,000円、過年度子ども・子育て支援交付金道費補助金返還金16万1,000円、過年度保育士等処遇改善臨時交付金国庫補助金返還金12万7,000円の補正計上でございます。

3目町立保育所費、補正額203万9,000円、14節工事請負費203万9,000円につきましては、熱中症対策として実施いたします各保育所環境整備事業に伴う町立保育所窓枠エアコン設置工事の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額14万7,000円、22節償還金利子及び割引料14万7,000円につきましては、過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金の補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額250万円、19節扶助費250万円につきましては、医療給付費の増加に伴う子ども医療助成費の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額6万6,000円、18節負担金補助及び交付金6万6,000円につきましては、畑作転換に伴う畑地化促進事業

補助金の補正計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額1,380万円の減、14節工事請負費1,380万円の減につきましては、河川護岸補修工事の減額補正計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、4目公共下水道費、補正額2億747万9,000円の減、27節繰出金2億747万9,000円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の減額補正計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、3目学校改修整備費、補正額3,806万8,000円につきましては、熱中症対策として実施いたします各小学校環境整備事業の補正計上でございます。内訳といたしまして、14節工事請負費3,350万6,000円につきましては、各小学校窓枠エアコン設置工事の補正計上でございます。17節備品購入費456万2,000円につきましては、遮熱カーテン購入に伴います備品購入費の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、3目学校改修整備費、補正額1,324万8,000円につきましては、小学校同様、熱中症対策として実施いたします各中学校環境整備事業の補正計上でございます。内訳といたしまして、14節工事請負費1,034万円につきましては、各中学校窓枠エアコン設置工事の補正計上でございます。17節備品購入費290万8,000円につきましては、遮熱カーテン購入に伴います備品購入費の補正計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額207万3,000円、22節償還金利子及び割引料207万3,000円につきましては、保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う長期債繰上償還元金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正額44万3,000円、2節老人福祉施設負担金44万3,000円につきましては、老人

福祉施設措置徴収金の補正計上でございます。

2目衛生費負担金、補正額2億1,741万7,000円の減、1節保健衛生負担金2億1,741万7,000円の減につきましては、し尿・浄化槽汚泥受入施設建設事業負担金の減額補正計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額965万8,000円、2節児童福祉費国庫負担金965万8,000円につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2億9,553万4,000円、1節総務費国庫補助金2億9,553万4,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億8,907万7,000円と社会保障・税番号制度システム整備費補助金645万7,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額83万7,000円、1節社会福祉費国庫補助金83万7,000円につきましては、地域生活支援事業費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。5目教育費国庫補助金、補正額1,223万4,000円、1節小中学校費国庫補助金1,223万4,000円につきましては、学校施設環境改善交付金の補正計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額476万7,000円、2節児童福祉費道負担金476万7,000円につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、補正額41万8,000円、1節社会福祉費道補助金41万8,000円につきましては、市町村地域生活支援事業費補助金の補正計上でございます。

3目衛生費道補助金、補正額101万3,000円、1節保健衛生費道補助金101万3,000円につきましては、乳幼児等医療費助成補助金の補正計上ござ

います。

4目農林水産業費道補助金、補正額6万6,000円、1節農業費道補助金6万6,000円につきましては、畑地化促進事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額5億4,916万1,000円、1節総務費寄附金5億4,916万1,000円につきましては、3万1,630件の余市町ふるさと応援寄附金5億4,916万1,000円の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額1万7,000円、1節民生費寄附金1万7,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児・PTA様からの1万7,000円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項社会福祉施設等建設基金繰入金、1目社会福祉施設等建設基金繰入金、補正額203万9,000円、1節社会福祉施設等建設基金繰入金203万9,000円につきましては、歳出における町立保育所窓枠エアコン設置工事に係る繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、7項教育施設建設整備基金繰入金、1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額3,161万2,000円、1節教育施設建設整備基金繰入金3,161万2,000円につきましては、歳出における各小学校窓枠エアコン設置工事及び各中学校窓枠エアコン設置工事に係る繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,247万6,000円、1節繰越金4,247万6,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、4目保留地管理法人貸付金元金収入、補正額207万3,000円、1節保留地管理法人貸付金元金収入207万3,000円

につきましては、保留地管理法人貸付金元金収入の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、4目緊急自然災害防止対策事業債、補正額1,380万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債1,380万円の減につきましては、河川護岸補修事業債の減額補正計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、繰越明許費につきましては、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰り越して使用できるよう予算措置するものでございます。款、項、事業名、金額の順にご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、給付金・定額減税一体支援事業、金額2億8,907万7,000円。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額645万7,000円。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、各保育所環境整備事業、金額203万9,000円。10款教育費、2項小学校費、事業名、各小学校環境整備事業、金額3,806万8,000円。10款教育費、3項中学校費、事業名、各中学校環境整備事業、金額1,324万8,000円。

次に、第3表、地方債の補正につきましては、事業費の減額に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、河川護岸補修事業債、補正前限度額3,600万円、補正後限度額2,220万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） エアコン設置のことについて伺います。

まずもって町長、よくぞご決断されました。ただ、惜しむらくは窓枠エアコンにとどまってしまう

わざるを得なかったという点かと私は個人的に思っている次第です。幾つか伺いたいのですけれども、まず町立保育所費並びに小中学校の改修整備費のところでは財源の内訳だったのですけれども、その他のほうから結構な金額になっていると。こちら国、道支出金もあるのですけれども。その他の内訳というのは、どこから来たお金なのかなと。ふるさと応援寄附金なのかなと勝手に解釈しているのですが、その辺教えていただきたいというのが1つ。

あと、もう一つはどうして窓枠エアコンにとどまらざるを得なかったのかなという点を併せて伺いたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 14番、大物議員のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

まず、窓枠エアコンに係る部分の保育所費、さらには小学校費、中学校費に係る環境整備事業費、その財源の部分につきまして、財政課のほうから答弁させていただきたいと思います。まず、保育所のほうの窓枠エアコン設置につきましては、社会福祉施設等建設基金繰入金の203万9,000円となっております。続きまして、小学校、中学校費の窓枠エアコンにつきましては、教育施設建設整備基金繰入金のほうから、そちらのほうでその他財源を求めている次第でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（内田真樹子君） 14番、大物議員のご質問に答弁いたします。

窓枠エアコンを選択したという理由でございますが、至急7月までに夏の対策ということで、急ぐということで、あと道立総合研究機構北方建築総合研究所からの助言もありまして、窓枠エアコンと適切な日光遮断により一定程度の冷却は可能という助言をいただいているため、窓枠エアコンを選択した次第でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） お金の話は分かりました。

実際の設備の話だったのでございますけれども、研究機関というか、専門機関のほうからアドバイスももらって、これでいくという判断をされたということでございますけれども、ただどうしてもこのタイプでございますと設備自体が屋外に露出してしまうものですから、そこ自体がちょっと熱抱えてしまったりする部分もあろうかと思うのです。遮光カーテンと合わせ技で対応しようという話かとは思いますが、実際これをやることでどの程度室温低下を期待できるものなのかと。旧来の学校の教室なかなか広いものでございますから、対応し切れるのかなと、設備能力の問題として。というのがちょっと心配だったものですから、どのような見通しというか、推計されているのかなというのを伺いたいと思います。

○学校教育課長（内田真樹子君） 14番、大物議員のご質問に答弁いたします。

2台の窓枠エアコンと遮熱カーテンでどの程度の温度の低下が見込まれるかというご質問でございますが、こちらにつきましてはサーキュレーターや扇風機を活用することにより、具体的な温度数は出ておりませんが、一定程度の冷却は可能と考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和5年度余市町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第5、議案第8号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(樋口正人君) ただいま上程されました議案第8号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては一般管理費、建設事業費及び広域化共同化事業費の確定見込みに伴います減額補正を行ったものであります。

また、歳入におきましては下水道受益者負担金について収納見込みによる増額補正、また繰り出し対象事業費の確定見込みに伴う一般会計繰入金金の減額補正と建設事業費及び広域化共同化事業費の確定見込みに伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調製を行ったものであります。

以下、議案第8号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億388万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,908万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額31万3,000円の減、12節委託料31万3,000円の減につきましては、公営企業法適用支援業務委託料の確定見込みによるものであります。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額3,777万6,000円の減につきましては、主なものといたしまして12節委託料の管渠実施設計委託料や14節工事請負費の管渠建設工事費の経費の確定見込みによるものであります。

3目広域化共同化事業費、補正額6億6,580万円の減、12節委託料6億6,580万円の減につきましては、経費の確定見込みによるものであります。

3款公債費、1項公債費につきましては、令和5年度借入れの公共下水道事業債の借入額確定に伴う財源の組替えを行うものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。上段をご覧ください。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額37万円、1節下水道受益者負担金37万円につきましては、収納見込みによる増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額3億5,528万円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金3億5,528万円の減につきましては、国庫補助対象事業費の確定による減額であります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2億747万9,000円の減、1節一

般会計繰入金 2億747万9,000円の減につきましては、繰り出し対象事業費の確定見込みに伴う一般会計繰入金の減額でございます。

4ページをお開き願います。上段をご覧ください。8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額1億4,150万円の減、1節公共下水道事業債1億4,150万円の減につきましては、一般起債、資本費平準化債及び公営企業会計適用債の借入額確定による減額でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。上段をご覧ください。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額4億7,450万円、補正後限度額3億3,300万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、営業費用につきまして、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき賞与引当金繰入額について当年度の負担に属する額を補正計上するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億2,106万9,000円、補正予定額55万9,000円、計7億2,162万8,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億3,673万9,000円、補正予定額55万9,000円、計6億3,729万8,000円。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお

開き願います。令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額55万9,000円、1項営業費用、補正額55万9,000円、1目原水及び浄水費、補正額31万5,000円、2目配水及び給水費、補正額13万9,000円及び3目総係費、補正額10万5,000円につきましては、賞与引当金の必要見込額の増額補正計上でございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第7、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和6年余市町議会第1回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名1、余市町子育て世代包括支援センターと余市版ネウボラについて。町長が就任当初より子育て支援に力を入れて取り組まれてきたことで、子育て世代である私たちは余市町の子育て支援が充実してきたことを実感しております。令和4年10月に妊娠、出産、子育てに関する相談窓口である余市町子育て世代包括支援センターが余市町役場内に設置されました。これは、町長が以前より構想されていた総合的相談支援のワンストップ拠点、余市版ネウボラが実現したものだと思えますが、利用状況や今後の展開についてお伺いします。

1、余市町子育て世代包括支援センターの利用対象者である町内に住所を有する妊産婦並びにおおむね就学前の乳幼児及びその家族の世帯数と利用対象者への周知方法をお伺いします。

2、開設時から現在までの相談件数をお伺いします。

3、余市町子育て世代包括支援センター設立から1年ほど経過しましたが、現段階で見えてきた

課題や改善点をお伺いします。

4、子育て支援を推進する複合施設の整備について本町の姿勢と見解をお伺いします。

5、子育て支援に関連する施設の整備やサービスを提供するための資金調達をする手段として、ふるさと納税のガバメントクラウドファンディングも有効だと考えますが、本町の姿勢と見解をお伺いします。

件名2、余市町の食材を使用したオーガニック給食について。余市町の小中学校で提供されている給食はおいしいと児童生徒からも評判がよいと聞いております。栄養バランスがよく、温かい給食を提供するために栄養士さん、調理師さんをはじめ、関係者の皆様が日々努力されていることに感謝いたします。食は生命と健康を維持する基本であり、1日1食の給食が児童生徒に与える影響はとても大きいと考えます。1日1食をミネラルとファイトケミカルいっぱいのオーガニック給食に替えただけで体温が上がり、免疫力が強くなったことで病気による欠席が減少した事例のほか、アトピーやアレルギーが改善した事例もあり、学童期から健康な心身を育むことは医療費の削減や将来の介護保険料削減にもつながると考えます。余市町の食材を使用したオーガニック給食を起点に食と農と漁業、環境の好循環をつくり出し、地域経済を活性化することで食の都よいちの食の力を今以上に全国に発信することができるのではないのでしょうか。給食について以下お伺いします。

1、現在給食に使用されている余市町の食材の割合をお伺いします。

2、オーガニック給食の導入について本町の姿勢と見解をお伺いします。

3、農林水産省は2025年までに100市町村でオーガニックビレッジ宣言をすることを目標に市町村を支援する有機農業産地づくり推進事業を行っていますが、余市町の姿勢と見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の余市町

子育て世代包括支援センターと余市版ネウボラに関する質問に答弁します。

1点目の町内に住所を有する妊産婦及びおおむね就学前の乳幼児及びその家族の世帯数及び利用対象者への周知方法についてですが、現在妊婦が約40名ほど、就学前の乳幼児及びその家族がいる世帯は約550世帯となります。周知につきましては、ホームページへの掲載等のほか、妊娠届提出時に行っています。

2点目の開設時からの相談件数ですが、延べ約1,200件となっています。

3点目の現時点での課題や改善点ですが、妊娠期から切れ目なく細やかな支援をするためには福祉、教育等関係機関との情報共有、連携、相談者に対する正確な情報提供など多岐にわたる知識とコーディネートする知見を深めることや相談を受ける場の確保が課題と考えており、今後改善に向け検討していきます。

4点目の複合施設の整備についてですが、保育所の統廃合含め、子育て支援を拠点とした施設整備について調査していきます。

5点目の子育て支援に関する資金調達としてのふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングについてですが、先行事例を見るとその多くが目標額に達していないという実態もあることから、調査研究を進めながら、当面は通常のふるさと納税制度に基づく寄附により子育て支援財源の確保に努めていきたいと考えています。

次に、余市町の食材を使用したオーガニック給食に関する質問に答弁します。3点目の有機農業産地づくり推進事業についてですが、本町においては果樹と施設野菜によるミニトマトの生産が主であり、果樹においては防除が欠かせない作物である中、早くから北のクリーン農産物表示制度のイエスクリーンの減農薬栽培、または草生栽培による環境へ配慮した栽培がなされております。施

設野菜においては、エコファーマーの取得による低農薬の使用に取り組んでいます。本町が生産する主要作物においては有機栽培のシフトについては単純な問題ではないと考えております。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の余市町の食材を使用したオーガニック給食についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の現在給食に使用されている余市町の食材の割合についてでございます。給食の食材として余市産の野菜や果物などを使用しているものの、年間を通して約40回の使用にとどまっており、全体として見れば極めて低い割合であると認識しております。しかしながら、登小学校におきましては昨年の7月から月に1度よいち給食デーとして余市産、または余市近郊で生産された食材を使用する取組を行っており、今年の1月まで計7回の平均で6割を超える余市産の食材を使用しているとの報告を受けているところでございます。

次に、2点目のオーガニック給食の導入についてでございますが、全国で有機農産物を学校給食に取り入れる自治体が徐々に増えていることは承知しており、本町でも登小の取組を全町的に広めてまいりたいと考えておりますが、全町一律に導入するとなりますと有機農産物の安定供給やコスト面など様々な課題もありますことから、今後先進自治体の導入状況等について調査研究をしてみたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま町長と教育長から答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

まず、1点目の子育て世代包括支援センターについて、まず世帯数とどのように周知されているかということをお伺いしましたが、世帯数は550世帯ということで承知しました。周知方法はホームページですとか母子手帳配付時に恐らく周知され

ているということで、窓口にいच्छやったときなのかなと思います。こちら承知しました。ただ、子育て世代包括支援センター、開設以降に誕生した子供の保護者には包括支援センターが周知されているようなのですが、就学前の子供の保護者の中には子育て世代包括支援センターが開設されたことを知らない保護者もいるようですので、再度周知に力を入れていただければと思います。

また、開設時から現在まで相談件数は1,200件あったということなのですが、この相談方法なのですが、こちらは役場の窓口と電話のみの対応なのかということをお伺いしたいです。

また、見えてきた課題、改善点ということで、人材の問題があるということなのですが…

○議長（藤野博三君） 尾森議員に申し上げます。

一問一答ですので、一問一答でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） すみません。お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

相談の方法に関しては、先ほど申し上げたとおり、来訪いただく場合と、あと電話での相談と、あとはこちらのスタッフが訪問して、実際に対面でやるという、この3種類がありまして、件数でいいますと我々が訪問する件数としては423件、こちらに来ていただいた件数は250件、電話での相談が530件となっているわけです。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま相談方法について答弁いただきましたが、訪問もされているということで承知しました。ただ、産後間もない母親は、電話でもお受けしているということなのですが、電話の着信音で子供を起こすことがないように着信音や会話の音量にも気を遣う保護者もいますので、メールですとかラインでの相談受付も

検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

その辺は、担当のほうで検討していくかと思えます。

○2番（尾森加奈恵君） 分かりました。

それでは、次に質問していました課題や改善点の件ですが、人材の問題などがあるということなのですけれども、子育て世代包括支援センターは余市町の子育て環境を着実に前進させていると感じます。財源などの関係もあって、実現できるものから一歩ずつ取り組まれているのかなと思うのですけれども、今後の目指す姿はどのようなものかお伺いしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

子育て支援、まさに重要な政策の一つでありまして、少子高齢化が進んでいく中で日本全体として子育て支援に力を入れていかなければ人口減少、日本全体で80万人も年間減っているわけですから、少子高齢化に歯止めがかからないという状況で、国において一括で子育てに力入れていくのが、もちろん全国一律でやるべきだと思いますけれども、スピードに差があるから、余市町は先んじてできるところからやっているということですので。目指すべきところなのですけれども、かつてはそれこそ町内会なり近隣で、社会で育てるといようなことがよくあったかもしれませんが、社会構造の変化等において、核家族化の進展などなかなかそういう近隣の助けが得られない場合があったりとか、いろいろな社会構造の変化があります。そういういろいろな社会構造の変化によって子供をつくっていくのは大変ではないかなという思いを持つ方も増えてきているというのは事実としてあるわけです。そういうときこそ行政がきちんと子育て世帯をサポートしながら、より

子育てしやすい環境を整えるというのが行政のすべき役割だと思いますので、それを実現すべくこういう包括支援センターを立ち上げているわけですから、もちろん利用者、子育て世代にとって困っている点などを適時吸い上げて、より子育てしやすい環境づくりに共に取り組んでいくというような形式にしていけたらいいなというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 目指す姿、今後もより子育てしやすく取り組んでいただけるということで承知しました。

複合施設の整備については、今後調査していかれるということなのですけれども、隣町にある仁木町にできた仁木町すこやか子育て支援センターのような保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館の機能を備えた複合施設の整備を望む声もありますので、ぜひ今後検討していただければと思います。

そして、ガバメント型クラウドファンディングについても、現在はまだされないということ……

○議長（藤野博三君） 尾森議員に申し上げます。

今4問目の質問に対しては答弁はよろしいという理解でよろしいですね。

○2番（尾森加奈恵君） はい、答弁は結構です。

現在はまだこれからいろいろと検討していかれるということだと思えるのですけれども、昨年完成した旭川市の新庁舎は建設費をガバメントクラウドファンディングで集めていました。先ほど町長もおっしゃっていたように、なかなか金額を達成しないということなのですが、達成をしなくてもそのお金を庁舎に使って建てられていたのです。そして、返礼品は建物に寄附者のお名前を掲示するのです。寄附者のお名前を彫ったプレートを新庁舎の9階に設置するというのが返礼品でした。このように建物にお名前を掲示することで寄附した人が自分の名前が彫られたプレートを見るためにまちを訪れる。そして、まちのよさを知ったそ

の人がまちのファンになるなど交流人口を増やす効果もあるのではと考えますが、その点についてはどのようにお考えかお伺いしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ガバメントクラウドファンディング自体についての質問なので、子育てとはずれるので、通告外かと思いますが、ちょっとできる範囲でお答えしますけれども、余市町の場合、通常のふるさと納税を活用して相当な資金を集めることに徐々に成功しつつありまして、就任時より相当な金額、今は9億円近くまで伸びてきていますけれども、集まることになりました。それをまさに子育て支援にどんどん、どんどん投入しているというような状況でございますので、実際子育て支援に関する資金調達にはふるさと納税で行っているということでございます。ガバメントクラウドファンディングの手法とそれに対する効果に関しては、この質問の通告外なので、そういうことがあるのも想定できるかもしれませんが、先ほど答弁したとおり、実態として余市町がやっていることはふるさと納税を活用した子育て支援に対する資金調達なので、手法については今の手法でも十分資金調達できているのではないかなというふうには思っています。

○2番（尾森加奈恵君） 現在のふるさと納税の状態でも十分資金を調達できているということで承知しました。

次に、余市町の食材を使用したオーガニック給食についてですが、まず余市町の食材が給食に使用されている割合、年間40回ということで先ほど教育長に答弁いただき、非常に割合は低いですということで伺いましたが、通常の給食に余市町の食材を使用する割合を今後増やすお考えも一応あるということではあるのですけれども、どのように増やしていけるのか、具体的に何か考えがありましたらお伺いしたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁の中で40回ということで食材の割合、登小6割ということで答弁をさせていただきましたが、登小の6割というのは余市産の食材の使用の割合ということで、集計しますと登小が行っておりますよいち給食デーでは80品、81の品目を使っていて、そのうち余市町産が50品目ということで、それで6割ということの数値を出しました。それで、非常に分かりにくくて恐縮なのですが、全体的に40回というのは給食、年間大体200回弱提供しているのですが、そのうちの回数で40回ということでの数値でございます。回数でいうと約2割弱なのですが、登のように品目でいうと、全体でいうと相当な品目になりますので、なかなか統計数字等は出しづらいということで、回数に限定させていただいたわけでございますが、端的に言えば、答弁で申し上げたとおり、品目でいえば極めて低いということでございます。

それで、前振りが長くなって恐縮なのですが、私答弁の中でも言いましたが、登小学校、非常に素晴らしい取組をしております、そこまでの実績を上げております。これを全町的に広めていきたいという私の思いはそのとおりなのですが、先行事例というか、登小学校は苦勞されて、保護者の方と学校と連携を図って、また食材の提供者、非常に連携を図って、素晴らしい取組をしておりますので、そこを、ちょっと私今具体でお話をできなくて申し訳ないのですが、私ども自校方式を取っていますので、全体一律に一気にといいにはいかないのですが、一定程度部分的にといいますか、フットワークよく対応できるという、そういう自校方式の特性もありますので、答弁になっていないかもしれないのですが、そういった部分でそういったことを余市町全体に広めてまいりたいということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただき

ましたが、登小学校で行っているものは北後志たねまく人の会さんが行っているよいち給食デーだと思いますけれども、こちらの取組を今後全町的に広げていきたいということで承知しました。これは、オーガニック給食の導入についても広めることになると思うのですけれども、たねまく人の会さんがやっているやり方をそのままやるのであれば、オーガニック給食の導入も調査研究されると先ほどおっしゃっていましたが、ただコストなどいろいろ問題があったり、安定的な供給も難しいという問題は様々あるけれども、今後検討されるということで承知しました。

先ほど町長から答弁いただきましたオーガニックビレッジについてなのですけれども、こちらは今すぐ導入というのは単純ではないということで、先ほど答弁いただきました。現在は難しいと思われるのかもしれないのですけれども、オーガニックビレッジ構想の中で給食は有機野菜の出口として位置づけられているのです。余市町の農家さんですか漁業を営む方たちが給食という安定した出荷先があることで、余市町の産業にも活気が出るのではと考えます。経済の活性化には様々な方法がありますが、オーガニック給食を起点にした産業と経済の活性化は持続可能で、環境にも優しいまちづくりになるのではと考えます。先ほども教育長からお話ありましたように、現在北後志たねまく人の会さんが行っているよいち給食デーは月に1回ではありますが、登小学校で地元食材を使った給食の提供が実現できています。食育や地域経済の循環という面から見ても地元食材を給食に使う仕組みを整えることは有効だと考えますが、その点について見解をお伺いしたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨としては、地元食材を給食に使うことでの経済活性化ということが趣旨ですね。それについ

て答弁いたしますと、余市はもちろん主力産業は農業であるので、様々な農家さんが野菜を栽培しているわけです。それが合同青果などから各地に送られるというようなことで、野菜自体に着目したら、量は確保できる可能性はあるというふうに考えています。他方で、オーガニックということになったら、オーガニック給食というのが趣旨ですから、そうなったらもちろん給食に使えるものは少なくなるというふうな現状というふうに私は認識しているわけです。尾森議員の説に乗ると、オーガニックの野菜がよくて、それ以外の余市で作られた野菜は悪いというふうなことにも捉えかねないわけです。という意味で、別にそう単純なものではなくて、オーガニックが全ていいかというところ必ずしもそうではなくて、オーガニックがもたらす論点というのは多岐にわたるわけなので、それを話し出したら私ここで2時間ぐらい講義することになりますから、それをここでは言いませんけれども、そういう意味で複合的な論点が絡んでいて、そうそう単純ではないというようなことを申し上げているわけです。他方で、もちろんオーガニックを否定するつもりは全くなくて、欧州諸国でもマルシェとかで有機野菜売っていたりしますし、日本でも有機野菜売っていたり、それを高品質なものとして売っていたりするわけです。他方で、全体の農業を見たら、農業生産量の1%未満にも満たないわけです。そういう意味で、先ほど教育長から答弁したとおり、オーガニック給食を全町に導入するのはなかなか難しいということになるかと思えます。ちょっと長々と話をしまして恐縮なのですけれども、とはいえもちろん私自身オーガニックはスタイルとしては非常にいいものだというふうに思っておりますし、販路というか、出口があればそれはもちろんいいと思いますので、例えば登小学校で行っているような取組はすばらしい取組だと思っているわけです。なお、余市町においてももちろん様々なスタイル

の農家さんがいいと思いますので、オーガニックの農家さんはどんどん自分の作っている野菜のよさを日本全国にアピールして、販路が広がっていくことは私は非常にいいことだというふうに思っています。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま町長から答弁いただきまして、確かに余市町の農家さんの作るもの、有機栽培のものもあれば、普通の栽培のものもあるので、なかなか単純にはいかないということで答弁いただきました。先ほど教育長からの答弁をちょっと繰り返してみると、よいち給食デーを広めていくというお考えがありましたので、よいち給食デーは中身を見てみるとオーガニックのものを多めに使っているのです。農薬をあんまり使っていないものをできるだけ使っているのです、そのような方向で今後進めていただけたらよいのかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

以上です。終わります。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、9日から10日までの2日間は休会といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、9日から10日までの2日間は休会とすることに決しました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま

した。

なお、11日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時32分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司